

平成 27 年度縄文杉ルートにおける携帯トイレブース追加設置にかかる取り決め事項

平成 27 年 2 月 4 日 屋久島山岳部利用対策協議会

平成 27 年 月 日一部改訂

1) 設置理由

ゴールドデンウィーク等に既存のトイレの混雑に加え、過剰な利用による故障も懸念される状態となったこと、携帯トイレの普及が進み、縄文杉ルートについても携帯トイレブースの設置を望む声が多方面から出されたことに鑑み、「平成 22 年度以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針」における縄文杉ルートにかかる下記の記載に基づき、縄文杉ルートに追加の携帯トイレブースを設置する。

- ・万が一の場合に備え、補完的に携帯トイレの利用を進めるものとする。
- ・既存のトイレが故障するなど、何らかの事情で使用できないときは、積極的に携帯トイレの利用を推進する。

2) 設置主体

屋久島山岳部利用対策協議会

3) 設置場所

小杉谷小学校跡地、夫株歩道入口手前のトロッコ転換地点翁杉の植生保護デッキ付近及び大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場の 3 カ所とする（図 1）。

4) 設置期間

マイカー規制期間（3 月 1 日～11 月 30 日）

5) 設置する携帯トイレブース及び便座

屋久島山岳部利用対策協議会が、屋久島自然保護官事務所他、当該協議会構成機関が所有する供用可能な携帯トイレブース及び便座を借り受けて使用する。

6) 携帯トイレブース等の設置及び撤去

屋久島自然保護官事務所及び公益社団法人屋久島観光協会で行うこととするが、協議会構成機関の協力も広く仰ぐものとする。

7) 携帯トイレブース等の維持管理

屋久島山岳部利用対策協議会が行うが、事務的には公益社団法人屋久島観光協会の協力を得て実施する。

8) 携帯トイレブース等が破損した場合

破損した場合は、速やかに屋久島町環境政策課に連絡のうえ、屋久島自然保護官事務

所及び公益社団法人屋久島観光協会で協力して撤去する。

9) 破損した携帯トイレブース等の取扱い

公益社団法人屋久島観光協会で修理が可能な場合は、維持管理の範疇として対応する。また、修理が不可能な場合は、代替の携帯トイレブース等を確保できるまでは補充設置はしない。

10) 設置にかかる各種手続き

事務局（鹿児島県屋久島事務所）が行う。

ただし、携帯トイレブースを設置する国有林の借地は環境省九州地方環境事務所で行うこととする。

11) 次年度以降について

平成28年度以降の設置については、平成27年度の設置結果を踏まえて平成27年度中に決定する。

<改訂理由>

平成27年4月24日に開催された平成27年度第1回屋久島山岳部利用対策協議会において、トロッコの運用上の問題から、トロッコ転換地点に設置している携帯トイレブースを撤去してほしい旨の要請があった。

また、大株歩道入口トイレが大混雑した時の補完的トイレとして、撤去ではなく、移設してほしいとの意見もあったため、携帯トイレブースの移設場所を検討することとなった。

携帯トイレブース移設場所は、大株歩道入口のトイレから遠くなく、当該トイレが大混雑した時の補完的役割を果たす位置に定めることが望ましく、①「大株歩道入口トイレ奥」及び②「ウィルソン株付近」が候補地としてあげられ、平成27年7月28日に現地調査を行った。

現地調査を行ったところ、

①「大株歩道入口トイレ奥」については、大株歩道入口トイレの維持管理に支障をきたす懸念がある。

②「ウィルソン株付近」については、縄文杉登山者の昼食等休憩場所として利用されているため、利用上好ましくない。

という意見があった。

そのため、上記①②以外に、③「翁杉の植生保護デッキ付近」を新たな候補地として現地調査を行ったところ、

③「翁杉の植生保護デッキ付近」については、大株歩道入口トイレからの距離がトロッコ転換地点より近く、利用者によりトイレ場として利用されている痕跡があり位置の妥当性があること、伐採や枝払いを行うことなく設置できるスペースがあり自然環境保全上の著しい問題が想定されないこと、登山利用上の支障も想定されないことから最も適切な移設場所ではないかという意見があった。

以上のことから、③「翁杉植生保護デッキ付近」を大株歩道入口手前のトロッコ転換地点にある携帯トイレブースの移設場所として選定した。

改訂前

携帯トイレブースの追加設置場所

図1



改訂後

携帯トイレブースの設置場所

図1

